

## 募金名称

もりおか動物愛護センター応援基金（通称：もり愛基金）

## 募金目的

この基金は、盛岡市における保護動物の適正管理と譲渡の促進、動物の適正飼養の啓発活動および災害時のペットの避難の拠点としての動物愛護センターの建設・運営を主な目的として設立されました。

現在、岩手県内には動物愛護センターがありません。また、盛岡市保健所には保護した動物を保管する施設がないため、乳飲み子や感染症に感染している動物は即日処分されているのが現状です。盛岡市保健所では保護動物の保管を岩手県県央保健所に委託しておりますが、保管施設は昭和44年に建設された「犬抑留所」であり、法律で義務付けられている保護動物の適正な保管ができていない状態です。

平成27年10月には盛岡市議会に「動物愛護センターに関する請願」が約3万人分の署名を添えて提出され、市議会議員全員一致で採択されるなど、住民の動物愛護センターに対するニーズは高まっています。盛岡市も動物愛護センターの必要性は認識しています。ただ、財源不足も要因となり、自治体が主体となる動物愛護センター設立の目途は現在のところまだ立っておりません。

しかし、こうしている間にも、盛岡市では不幸な動物たちが次々に命を落としております。そのためにも、できるだけ早く盛岡市動物愛護センターの建設をいたしたく、この計画を進めていく上では、より広くより強力なご支援が不可欠となります。皆様の寄付は、盛岡市に動物愛護センターを建設する資金もしくはその準備のための資金に充てさせていただきます。

なお、万が一、十分な資金が集まらない場合は、この基金を盛岡市保健所等に助成し、動物愛護活動の推進に寄与していただくよう強く働きかけたいと思います。

また、当財団は内閣総理大臣から公益財団法人の認可を受けており、ご寄付に対する税制上の優遇措置がとられておりますので、この事業が多大な成果をあげるために、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

皆様におかれましてはその趣旨をご理解の上、ご支援、ご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

## 募金目標額

特に定めません。

## 募金期間

盛岡市動物愛護センター建設が決定されるまで

## 募金金額

特に定めません（ただし税制優遇を受けたい方は10,000円以上でお願いします）

## お申し込み方法

1) 寄付申込書のご提出をお願いいたします。

寄付申込書にご記入の上、弊財団まで郵送またはFAXにてお申込ください。個人及び法人が寄付された場合には、税法上の優遇措置が受けられます。

2) 寄付金のご送金をお願いいたします。

・下記の公益財団法人公益推進協会の銀行口座、又は郵便振替口座にお振込み下さい。

三菱東京UFJ銀行 新宿中央支店 普通 3469137

口座名義 ザイ) コウエキスイシンキョウカイ

※振込手数料は寄付者ご本人様のご負担となりますのでご了承ください。

## ご寄付に対する税制上の優遇措置

### 【税制上の優遇措置について】

この寄附金は、特定公益増進法人への寄附金として、所得税・相続税・法人税の税制上の優遇措置があります。また一部の自治体では、個人住民税の寄附金控除の対象となります。

### ■ 個人の方の寄付について

弊財団は、平成 26 年 1 月 7 日付けで『税額控除を受けられる公益財団法人』として内閣総理大臣から認定を受けた為、個人の方がご寄付をしてくださった場合には、『所得控除制度』または『税額控除制度』のどちらかを選択いただけるようになりました。

(所得控除制度) [寄附額 (※1) - 2000 円] × 所得税率 = 控除対象額

(税額控除制度) [寄附額 (※1) - 2000 円] × 40% = 控除対象額 (※2)

※1: 控除対象寄附金: その年分の総所得金額等の 40%相当額が限度となります。

※2: 控除対象額: 所得税額の 25%相当額が控除限度となります。

尚、東京都のお住まいの方など一部の地域の方は、住民税の控除も受けられます。

●申告方法申告に際しては、次のものが必要となります。

(1) 所得控除制度の場合・・・弊財団が発行した領収書

(2) 税額控除制度の場合・・・弊財団が発行した領収書、税額控除に係る証明書の写し

※税金の詳細についてのお問い合わせは、お近くの税務署・税務相談室にご相談ください。

### ◎相続税

相続により取得した財産の一部または全部を寄附した場合、寄附した財産に相続税が課税されません。

なお、相続税の申告期限は被相続人が死亡したことを知った日の翌日から 10 か月以内 とされています。

### ■ 法人の寄付について

一般の寄附金とは別に、以下を限度として税務上の費用となります。

$(\text{期末資本金等額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 5\%) \times 1/2 + (\text{期末資本金等額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/4$

## お問い合わせ先

公益財団法人公益推進協会      もりおか動物愛護センター応援基金事務局      担当高野

〒105-0004 東京都港区新橋 6-7-9 新橋アイランドビル 2 階

TEL 03-5425-4201      FAX 03-5405-1814      e-mail: [info@kosuikyo.com](mailto:info@kosuikyo.com)